

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
立木販売事業 物件番号 第1801号	令和5年5月31日	函館市蛾眉野町44番地 渡島森づくり事業協同組合	1,210,000 円	中小企業協同組合法に基づく事業協同組合に、その資源として産物を販売するとき。(政令第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節(随意契約関係)第1項(19))	
立木販売事業 物件番号 第1901号	令和5年5月31日	函館市蛾眉野町44番地 渡島森づくり事業協同組合	4,950,000 円	中小企業協同組合法に基づく事業協同組合に、その資源として産物を販売するとき。(政令第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節(随意契約関係)第1項(19))	
立木販売事業 物件番号 第1001号	令和5年7月28日	函館市蛾眉野町44番地 渡島森づくり事業協同組合	8,250,000 円	中小企業協同組合法に基づく事業協同組合に、その資源として産物を販売するとき。(政令第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節(随意契約関係)第1項(19))	
立木販売事業 物件番号 第2101号	令和5年12月21日	函館市蛾眉野町44番地 渡島森づくり事業協同組合	6,820,000 円	北海道財務規則運用方針第3節(随意契約関係)第1項(2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき一 道有林野産物長期安定供給販売実施要領に基づく協定は、趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。	